

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成29年7月11日

静岡県知事 川勝平太

1 申請のあった年月日

平成29年6月28日

2 申請にかかる特定非営利活動法人について

(1) 名称

特定非営利活動法人みらい建設部

(2) 代表者の氏名

高橋 拓矢

(3) 主たる事務所の所在地

裾野市佐野852番地の3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、会議ファシリテーターとして楽しい話し合いの進行、地域・組織の活性化に資する話し合いの企画・デザインなどのコンサルティング、ファシリテーションスキル向上のための人材育成、その他コミュニティを醸成する事業を行うことにより、社会関係資本の強化を促進しつつ、個人の意見や多様性が尊重される持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。